

諸外国の検疫関係法令に関連する文献等の調査方針

1. 調査方針

我が国との往来の多い国々や検疫感染症の潜伏期間内に来航できかつ往来のある国々における検疫法令等に関して文献調査等を行なうとともに、必要に応じ現地調査も実施することにより、諸外国と我が国の検疫法令との相違点を明らかにし、我が国における現行検疫法改正の必要性について研究するための基礎資料を収集する事を目的として調査を行う。

2. 調査対象国

我が国に来航する航空機数及び船舶数が多い国、検疫感染症の潜伏期間内に来航できる国または周囲が全て海に面している国を調査対象候補とし、その中から調査が可能な国を選定した。

(1) 北中米地域

米国 カナダ バーミューダ トリニダード・トバゴ
バハマ

(2) 欧州地域

英国

(3) オセアニア地域

豪州 ニュージーランド

(4) アジア地域

中国 韓国 台湾 シンガポール

3. 調査項目

検疫に関する法令

・法律、施行令、施行規則、通知、ガイドライン等（一部）

4. 調査方法

WEB サイトを対象とする調査

既存の文献を対象とする調査

現地調査による調査（一部）